

受 理 番 号	件 名
陳情第55号	調布駅前における分煙環境整備に関する陳情
提 出 者 の 住 所 ・ 氏 名 ※非公開情報	
付 託 委 員 会	建設委員会

※原文のまま記載

(趣旨)

調布駅前商店街は地域の活性化に向け、魅力ある街づくりに日々努めている所です。その中で、地域において分煙環境が整備されていないことに起因し、以下のたばこに関する問題がある事を認識しています。

1. たばこを吸う方・吸わない方、双方が過ごしにくい環境となっていること

「健康増進法」及び「東京都受動喫煙防止条例」により、職場や飲食店などの喫煙場所が制限される中、公衆喫煙所がない調布では屋外でもたばこを吸える場所がなく、たばこを吸う方にとって居心地の悪い街になっているという声を聞きます。また、公衆喫煙所がないことにより、ところ構わずたばこを吸う方がいることで、たばこを吸わない方が望まない煙に遭遇している状況もございます。

2. 吸い殻のポイ捨てにより街の美化が損なわれていること

たばこを吸う方が特に目立たない場所（細い路地や民有地）で隠れるようにたばこを吸い、そのままポイ捨てをしている場所が散見され、街の美化が損なわれています。

調布駅前商店街としては、市民・来訪者にとってきれいで過ごしやすい街づくりを行うことがおもてなしの一つであり、ひいては商店街、地域の活性化につながるものと考えております。市民・来訪者にはたばこを吸う方もいれば、吸わない方もいらっしゃいます。その双方に配慮す

る意味において調布市として閉鎖型の公衆喫煙所を設置し、分煙を推進する事が必要ではないでしょうか。閉鎖型とすることにより、近くを通行する方の受動喫煙防止、健康面への配慮にもなるものと考えます。なお、周辺の自治体では隣接する世田谷区・三鷹市、また武蔵野市・立川市においても行政による閉鎖型喫煙所の設置が既になされている所でもあります。

また、上述の問題解消のためにはたばこを吸う方自身のマナーの向上が不可欠ですが、指定の喫煙所があることは行政としての啓発・指導のし易さにも寄与するものと思料します。

加えて、調布市においては年間約12億円ものたばこ税収があり、一般会計として市民の生活に大きく役立てられているものと認識しておりますが、この一部を閉鎖型公衆喫煙所の設置に充てること*により、街の美化、ならびにたばこを吸う方・吸わない方の過ごしやすい環境づくりに向けて活用することには妥当性、必要性があるものと考えます。

※昨年12月に与党が取り纏めた「令和4年度税制改正大綱」においては、令和3年度に引き続き、「望まない受動喫煙対策の推進や今後の地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保の観点から、地方たばこ税の活用を含め、地方公共団体が駅前・商店街などの公共の場所における屋外分煙施設等のより一層の整備を図るよう促すこととする。」とされており、加えて本年1月に総務省自治税務局より発出された「令和4年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について」では、「望まない受動喫煙を防止するためには、公共の場所における屋外分煙施設の設置等が考えられるところであり、また、こうした取組は今後の地方のたばこ税の継続的かつ安定的な確保にも資すると見込まれることから、屋外分煙施設等のより一層の整備を図るために、積極的に地方のたばこ税の活用を検討していただきたいこと。」と記載されております。

上述の認識の下、調布駅前商店街の総意として、以下の2点につき陳情致します。

(陳情事項)

- 閉鎖型公衆喫煙所の設置を積極的に進めるよう貴議会より調布市に働きかけることを強く求めます。
- 閉鎖型公衆喫煙所の整備に際して、調布市がたばこ税の一部、および東京都の補助金を活用して喫煙所を設置するよう貴議会より調布市に働きかけることを強く求めます。